

遠隔診療

初診

初診料：214点

診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をしてよい。

※麻薬及び向精神薬の処方はNG

過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク又は健康診断の結果等により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。

→基礎疾患の情報が把握できない場合、処方日数は7日間

→麻薬及び向精神薬・抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等の診療報酬薬剤管理指導料「I」対象となる薬剤の処方はNG

診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合
→対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応OK

適していない症状や疾病等、不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供、説明、同意。→診療録に記載すること

電話等を受けた医師が診療不要と判断した場合は「健康相談」、対面診療が必要と判断した場合は「受診勧奨」となる。

対面による診療が必要と判断

→対面による診療に移行

→他の医療機関に速やかに紹介（※あらかじめ承諾を得る）

本人確認を、互に行う

→被保険者証により受給資格

→医師は顔写真付きの身分証明書

（医師資格を有することを証明することが望ましい。）

→電話・メール・ファックスで確認OK

→虚偽の申告による処方が疑われる事例は所在地の都道府県に報告

支払い

一部負担金等の支払方法

銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等でOK

2度目以降の診療

再診料：73点

管理料(147 + 6点)算定可能

既に対面で診断され治療中の疾患

事前の診療計画作成なし

→処方されていた医薬品の処方OK

当該疾患により発症が容易に予測

→処方されていない医薬品の処方OK

要件

→感染収束、廃止後は対面診療

既に定期的なオンライン診療を行っている場合

→診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記

→診療計画の変更について患者の同意を得る

定期的なオンライン診療を行っていない場合

→適していない症状や疾病等、不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供、説明、同意、診療録に記載

初診をオンライン診療→再診の場合

※初診で作成した診療録は、「過去の診療録」には該当しない。

→基礎疾患の情報が把握できない場合、処方日数は7日間

→感染収束、廃止後は対面診療



「受診勧奨」
 診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合
 →対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応OK



- 基礎疾患の情報が把握できない場合、処方日数は7日間
- 麻薬及び向精神薬・抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等の診療報酬薬剤管理指導料「I」対象となる薬剤の処方はNG
- 情報を提供、説明、同意。→診療録に記載
- 本人確認
- キャッシュレス決済

既に対面で診断され治療中の疾患

事前の診療計画作成なし
 →処方されていた医薬品の処方OK

当該疾患により発症が容易に予測
 →処方されていない医薬品の処方OK
 要件
 →感染収束、廃止後は対面診療

既に定期的なオンライン診療を行っている場合
 →診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記
 →診療計画の変更について患者の同意を得る

定期的なオンライン診療を行っていない場合
 →適していない症状や疾病等、不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供、説明、同意、診療録に記載

初診をオンライン診療→再診の場合

※初診で作成した診療録は、「過去の診療録」には該当しない。
 →基礎疾患の情報が把握できない場合、処方日数は7日間
 →感染収束、廃止後は対面診療

実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告
 オンライン診療を実施するための研修受講の猶予
 診療不要と判断した場合「健康相談」

(外来)初診料(288) + 機能強化加算(80) = 368点
 →初診料(214) = 214点

(外来)再診料(73) + 時間外対応加算(5) + 明細書発行体制等加算(1) + 地域包括診療加算(25) + 外来管理加算(52) + 特定疾患療養管理料(診療所)(225) = 386点
 →再診料(73) + 時間外対応加算(5) + 明細書発行体制等加算(1) + 特定疾患療養管理料(147) = 226点

処方箋

処方箋料：68点

処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載、当該患者の同意を得る

※基礎疾患の情報が把握できない場合は処方箋の備考欄に明記

院外処方の場合

希望する薬局にファックス等により処方箋情報を送付
医師は診療録に送付先の薬局を記載
医療機関は、薬局に当該処方箋原本を送付

院内処方の場合

医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すことOK

実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告

オンライン診療を実施するための研修受講の猶予
→オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならないが、時限的・特例的な取扱いとする。

三ヶ月毎に見直しあり

新型コロナウイルス 感染症患者に対する診療

自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する診療

入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養又は宿泊施設等での療養

新型コロナウイルス感染症の増悪が疑われる場合
それ以外の疾患が疑われる場合

当該患者の診断を行った医師
新型コロナウイルス感染症の診断や治療を行った医師

情報提供

医師

医学的に電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であると判断
必要な薬剤を処方OK

→処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載

処方する薬剤を配送等により患者へ渡す場合

当該患者が新型コロナウイルス感染症の軽症者等であることを薬局や配送業者が知る
→当該患者の同意を得る

当該処方について、薬局で調剤する場合は、薬局における当該患者に対する服薬指導
→電話や情報通信機器を用いてOK